

佐渡市地域循環共生圏の創造による持続可能な島づくり推進条例  
(案) 令和3年9月16日時点

2018年4月に閣議決定された第五次環境基本計画において、国際連合「持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）」や「パリ協定」といった持続可能な社会に向けた国際的な潮流や国内でも複雑化する環境、経済及び社会の課題を踏まえ、「地域循環共生圏」が提唱された。

地域循環共生圏とは、自然環境などの地域資源を最大限発揮しながら自立・分散型社会を形成すると同時に、各地域の特性に応じて資源を補完し支え合い、より良い地域社会の実現を目指すものである。

社会や環境等に適応しながら形成された農業や生物多様性の保全、またそれらとともに育まれてきた文化や景観を継承することを目的とした世界農業遺産（GIAHS）の認定から10年目を迎えた佐渡市では、「歴史と文化が薫り、人と自然が共生できる持続可能な島」を基本理念に掲げた最上位計画となる「佐渡市総合計画」を策定し、この地域循環共生圏を目指した島づくりに取り組むものとする。

ここに、私たちは、ローカルSDGsとも言われる地域循環共生圏やSDGsの考え方を理解し、共有するとともに、目標達成に向けた取組を推進し、人口減少や少子高齢化の中にあっても、あらゆる人たちが活躍できる持続的な地域社会を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、地域循環共生圏及びSDGsの考え方を取り入れ、市民、事業者等の多様な主体及び関係者（以下これらを「ステークホルダー」という。）並びに行政が相互に連携し、本市及び地域社会を取り巻く諸課題を統合的かつ横断的に解決することにより、豊かで持続可能な島づくりの実現に資することを目的とする。

(理念)

第2条 この条例の推進に当たっては、次に掲げることをその理念とする。

- (1) 環境、経済及び社会を統合的に向上させ、人の多様性を認め合い、支え合い、誰もが安心して暮らせる持続可能な島を目指すこと。
- (2) SDGsに掲げる「誰一人取り残さない」の基本理念及び17のゴール

ル（目標）を取り入れること。

- (3) 前号の観点を市及びステークホルダーが様々な活動に取り入れ、その達成に向けて力を合わせて取り組むこと。

（市の責務）

第3条 市は、前条の理念にのっとり、第1条の目的達成のために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 前項の場合において、市は、本市の実情を把握するとともに、ステークホルダーと協力して効果的に施策を実施するものとする。

3 市は、施策を実施するときは、市民等の意見を反映するよう努めるとともに、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（市民の役割）

第4条 市民は、SDGsへの関心と理解を深めるとともに、家庭、職場、地域等での日常活動において、SDGsの推進に資する取組を自主的に行うよう努めるものとする。

2 市民は、市及びステークホルダーが実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者等の役割）

第5条 事業者等は、それぞれの事業及び活動において、SDGsの推進に資する取組を自主的に行うよう努めるものとする。

2 事業者等は、市及びステークホルダーが実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（広報及び啓発）

第6条 市は、市民や事業者等のSDGsの推進に資する自主的な取組が促進されるよう、必要な広報及び啓発を行うものとする。

2 市は、市及びステークホルダーが実施する施策等の情報発信に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。